



文部科学省

法科大学院公的支援見直し 強化・加算プログラム (令和6年度以降)

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムについて

- 文部科学省では、平成27年度予算より、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」を導入し、法科大学院間のメリハリある予算配分を実施。
- 本プログラムは、司法試験合格率や入学者数等の指標に基づき法科大学院を3類型に分類し、基礎額を設定するとともに、各法科大学院から提案された5年間の機能強化構想とそれを実現するための取組を評価し、加算額を設定。
- また、プロセスとしての法曹養成の実現に寄与する取組であっても定量的な指標では評価しにくい取組もあることから、こうした取組を推進するための仕組みを導入。

1

基礎額算定

- 直近5年間の司法試験累積合格率
- 直近5年間の法学未修者の司法試験累積合格率
- 修了後1年目までの司法試験合格率
- 直近の入学者選抜競争倍率
- 直近の入学者数
- 夜間開講・地域性
- 共通到達度確認試験の活用

2

分類

第1

基礎額算定率 90%

第2

基礎額算定率 60~80%

第3

基礎額算定率 0%

3

加算率の決定

- 取組とKPIを設定し進捗状況进行评估
- 総合評価を決定
- 加算率を決定 (0%~50%)

4

配分率の決定

基礎額算定率
(0%~90%)



加算率
(0%~50%)

- ※ 予算配分の対象となる年度に学生募集を実施しない法科大学院は対象外。
- ※ 国からの公的支援を受けていない公立大学の法科大学院(2校)は対象外。
- ※ KPI・・・Key Performance Indicator。重要業績評価指標。

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム配分率算出イメージ

- 基礎額算定率**：司法試験合格率や入学者数等の指標に基づき3類型に分類し率を算定する。
- 加算率**：各法科大学院から提案された5年間の機能強化構想とそれを実現するための取組・KPIの進捗状況を評価し加算率を算定する。
- 配分率**：基礎額算定率と加算率を合わせたものを配分率とする。

基礎額算定率
(0%~90%)

以下の指標の数値を点数化して評価

【指標】

司法試験合格率(5年間の累積合格率、修了1年目までの合格率等)

- 入学者選抜における競争倍率
- 入学者数
- 夜間開講
- 地域配置
- 共通到達度確認試験の活用

【類型】

指標の点数に基づき類型化

- 第1類型：90%
- 第2類型：60%~80%
- 第3類型：0%

評価に基づいて配分
(配分率：0~140%)

加算額

5年間の機能強化構想・
取組をパッケージとして評価

加算率
0~50%

基礎額

共通指標の数値により評価

基礎額算定率
0~90%

加算率

(0%~50%)

5年間の機能強化構想・取組・KPIの進捗状況を評価

【評価対象となる取組】

- 未修者教育の充実
- 社会人学生に対する支援
- 女性法曹輩出に対する取組
- 法曹コースをはじめとした学部との連携
- 複数の法科大学院との連携
- 地域の自治体や法曹界、産業界との連携
- 司法修習との連携
- 教育の充実 (ICTの活用、在学中受験に向けた教育課程の工夫 など)

【評価方法】

委員会において、各取組やKPIの進捗状況を評価し、段階別の総合評価を実施

1. 総論

基本的な評価方法等は維持した上で、指標等を一部変更するとともに、新たに、定量的な目標等を設定することが難しい取組を評価する仕組みを導入

2. 基礎額算定率

- ・ 司法試験の累積合格率が上昇したこと等を踏まえ、指標（数値）を変更
- ・ 「夜間開講」の定義の明確化
- ・ 共通到達度確認試験の活用の指標を追加
(これまでは特別加算枠の指標に位置付け)

変更ポイント①【別紙】

		指標	点数
①	司法試験の合格率	<p>直近5年間の修了者に係る累積合格率※1が全国平均以上</p> <p>（直近5年間の修了者に係る累積合格率が70%以上 +4点）</p> <p>（直近5年間の修了者に係る累積合格率が60%以上 +2点）</p> <p>直近5年間の修了者に係る累積合格率が全国平均未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記以外 ・ 直近5年間の修了者に係る累積合格率が全国平均半分未満の場合 <p><u>さらに、以下に該当する場合は加点</u></p> <p><u>・ 直近5年間の修了者に係る累計合格率が75%以上 +2点</u></p>	<p>64点</p> <p>2点</p> <p>0点</p>
②	法学未修者の司法試験の合格率	<p>直近5年間の法学未修者コース修了者に係る累積合格率が全国平均以上</p> <p>（直近5年間の法学未修者コース修了者に係る累積合格率が50%以上 +2点）</p> <p>直近5年間の法学未修者コース修了者に係る累積合格率が全国平均未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記以外 ・ 全国平均の半分未満 <p><u>さらに、以下に該当する場合は加点</u></p> <p><u>・ 直近5年間の法学未修者コース修了者に係る累積合格率が55%以上 +2点</u></p>	<p>54点</p> <p>2点</p> <p>0点</p>
③	修了直後の司法試験の合格率	<p>法科大学院修了後1年目までの司法試験合格率（既修・未修合計）について※2</p> <p>「合格率が全国平均以上」が直近3年間のうち2回以上</p> <p>（「合格率が50%以上」が直近3年間のうち2回以上 +2点）</p> <p>「合格率が全国平均以上」が直近3年間のうち2回未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記以外 ・ 「合格率が全国平均の半分未満」が3年連続 <p><u>さらに、以下に該当する場合は加点</u></p> <p><u>・ 直近3年間の「合格率が55%以上」 +2点</u></p>	<p>4点</p> <p>2点</p> <p>0点</p>

変更ポイント①【別紙】

④	入学者選抜における競争倍率	2.0倍以上 1.75倍以上かつ2.0倍未満 1.5倍以上かつ1.75倍未満 1.5倍未満	3 4点 2点 1点 0点
⑤	入学者数	下記以外 3年連続して入学者数が10名未満である場合	2点 0点
⑥	夜間開講	別に示す条件を全て満たした上で実施 ^{※3} 上記以外 <u>さらに、要件を満たした上で、以下に該当する場合は加点</u> <u>・直近の社会人入学者数が10名以上+1点</u>	1 2点 0点
⑦ ^{※4}	地域配置 ^{※5} 又は 夜間開講 ^{※6}	同一都道府県内に2校以下 同一都道府県内に3校以上 実施 実施せず	2点 0点 2点 0点
⑧	<u>共通到達度確認試験の活用</u>	<u>活用している（進級判定、学修状況の把握、学習指導、FD活動、教材開発など）</u> <u>活用せず</u>	<u>2点</u> <u>0点</u>

変更ポイント①【別紙】

- ※1 各法科大学院の修了者のうち、法科大学院修了資格をもって司法試験を受験者した者の実数に対する司法試験の合格者数の割合。在学中受験の取り扱いは別紙2を参照。
- ※2 在学中受験の取り扱いは別紙2を参照。
- ※3 別に示す条件は以下のとおりとする。
 - ・ 夜間その他特定の時間又は時期において授業を行い(大学院設置基準第14条に該当)、これらの授業のみで学位が取得できる体制であること (一部のコース等に限り(例：既修コースのみ)学位が取得できる体制である場合を含む)
 - ・ 社会人入学者の割合が全国平均以上
 - ・ 社会人が学びやすい環境を整備している (例：オンデマンド方式の遠隔授業の活用、長期履修制度の柔軟な運用など)
 - ・ ~~直近の社会人入学者数が10名以上かつ割合が全国平均以上であること。~~
 - ・ ~~夜間開講実施科目を録画し、自習用教材として学生の利用に供すること。~~
 - ・ ~~直近の司法試験合格率が全国平均の半分以上であること。~~
- ※4 ①～⑥の指標によって分類を行った際、第3類型に該当する場合に適用。
- ※5 本施策の適用年度に学生募集を行う法科大学院数をカウントする。
- ※6 夜間開講の定義は、以下のとおり、
 - ・ 夜間その他特定の時間又は時期において授業を行い(大学院設置基準第14条に該当)、これらの授業のみで学位が取得できる体制であること (一部のコース等に限り(例：既修コースのみ)学位が取得できる体制である場合を含む)本施策の適用年度の開講予定に基づくものとする。

変更ポイント①【別紙】

点数、類型及び基礎額算定率の関係

点数	類型	基礎額算定率
23～30点	第1	90%
18～22点	第2A	80%
12～17点	第2B	70%
8～11点	第2C	60%
0～7点	第3	0%

3. 加算率

- ・中教審大学分科会法科大学院等特別委員会の議論のまとめ等を踏まえた「区分」を設定
(区分)
 - 未修者教育の充実
 - 社会人学生に対する支援
 - 女性法曹輩出に対する取組
 - 法曹コースをはじめとした学部との連携
 - 複数の法科大学院との連携
 - 地域の自治体や法曹界、産業界との連携
 - 教育の充実（ICTの活用、在学中受験に向けた教育課程の工夫、司法修習との連携 等）
 - 大学独自の取組

(参考：令和元年度から令和5年度の区分)

- ・法科大学院と法学部等との連携強化の取組、法学未修者教育の質の改善の取組（重要度40～70%）
 - ・法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に資する連携・連合の取組（重要度0～30%）
 - ・その他大学独自の取組（重要度0～30%）
- ・評価負担の軽減のため、取組数は最大6個程度（最低2個以上）
 - ・KPIの設定
 - ・司法試験合格率のKPIは、全国平均未満の法科大学院、未修者と社会人の場合に限定
 - ・連携協定（法曹コース）を締結している場合は、司法試験合格率（法曹コース出身者）のKPIを設定
 - ・「目標値」は評価期間内に計測可能なものとする
 - ・「基準値」は取組内容を踏まえ、評価年度前年度あるいは3カ年の平均値などを設定
 - ・年度毎の目標値も設定

変更ポイント③

- ・ 評価の方法
 - ・ 大学が設定した毎年度のKPIの達成状況を中心に評価を行う。
 - ・ 評価の詳細については、毎年度、本委員会において決定する。

4. 機能強化構想充実分（新規）

- ・ 定量的な指標では評価しにくい取組や安定的な数値の上昇がまだ見込めないものなど、プロセスとしての法曹養成に資する取組を評価
- ・ 各大学の判断により必要に応じて設定（義務づけない）
- ・ 先進的あるいは挑戦的な取組だけでなく、既に地道に実施している取組など、多様な取組を対象とする
- ・ 取組の進捗状況、実施状況を確認し、当該取組がより進捗するよう前向きな評価を実施
- ・ 評価は付さず、委員のコメントを付すのみ
- ・ 予算とは連動については、大学の取組状況等をみつつ、今後、検討する
(例：一定期間後に、本委員会で特色ある取組と評価された場合に予算に反映する等)

変更ポイント【別紙2】

直近5年間の修了者に係る累積合格率（全体・未修）

修了後1年目までの司法試験合格率（直近3年間）

令和6年度評価（令和7年度予算）の場合

	令和元年司法試験	令和2年司法試験	令和3年司法試験	令和4年司法試験	令和5年司法試験	令和6年司法試験
令和元年度修了者		修了1年目	修了2年目	修了3年目	修了4年目	修了5年目
令和2年度修了者			修了1年目	修了2年目	修了3年目	修了4年目
令和3年度修了者				修了1年目	修了2年目	修了3年目
令和4年度修了者					修了1年目	修了2年目
令和5年度修了者					在学中受験	修了1年目
令和6年度修了者（予定）						在学中受験

令和10年度評価（令和11年度予算）の場合

	令和5年司法試験	令和6年司法試験	令和7年司法試験	令和8年司法試験	令和9年司法試験	令和10年司法試験
令和5年度修了者	在学中受験	修了1年目	修了2年目	修了3年目	修了4年目	修了5年目
令和6年度修了者		在学中受験	修了1年目	修了2年目	修了3年目	修了4年目
令和7年度修了者			在学中受験	修了1年目	修了2年目	修了3年目
令和8年度修了者				在学中受験	修了1年目	修了2年目
令和9年度修了者					在学中受験	修了1年目
令和10年度修了者（予定）						在学中受験